

スクールバス購入 仕様書

1 総則

(1) この仕様書は、太子町が児童生徒送迎用バス（以下「送迎用バス」という。）として購入する車両に関し、必要な事項を定める。

(2) 送迎用バスは、本仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準、ならびに、自動車 NOx・PM 法に適合するものでなければならない。

(3) 本仕様に記載の無い事項であっても、車両の機能及び特性等を発揮するために当然必要となるものについては、仕様に含まれる。

2 購入車両

1) 小型バス又はマイクロバス 1台

車両及び付属品は、国内メーカーのすべて新規製品とし、その部品及び構造は、耐久性を保つ持つものであること。

3 規格、性能及び主な仕様

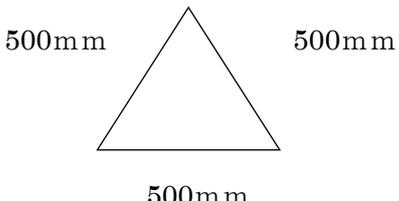
1) 小型バス又はマイクロバス

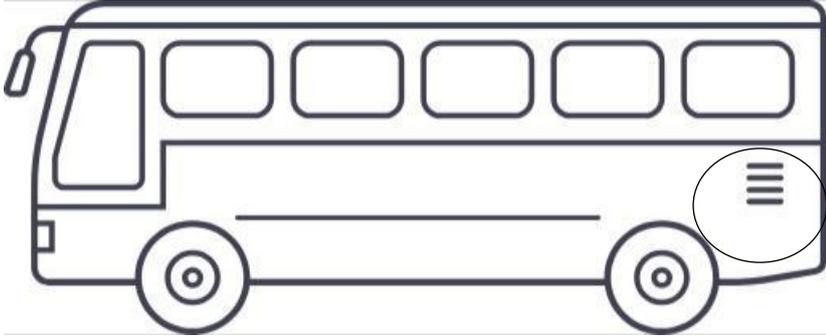
乗車定員	25座席（運転席1席・補助席含む）以内 全ての座席にシートベルトが装備されていること。
エンジン	ディーゼル
トランスミッション	オートマチック
寸法	全長 6,245mm * 全幅 2,010mm * 全高 2,630mm 程度
車体色	白系色
車両への配慮	1) 児童生徒が飛び降りたり、顔を出すことがないよう外側窓の安全が保たれている。（窓ロックを有しており、窓の施錠が出来る。） 2) 乗降口の段差が児童生徒の乗降に適している。（児童生徒の乗降に支障が生じない車高である。） 3) 乗降口は、運転担当者が児童生徒の乗車下車時の安全確認を行える位置にある。 4) 車内床面が滑りにくい材質になっている。 5) 車内救急箱設置場所が確保されている。（救急箱を車内に保管できる） 6) 児童生徒の乗車が可能な定員を有している。（運行する車両は、乗車する子どもが1人1座席で着席することができ、全ての座席にシートベルトが装備されているものとする。（※補助席含む）

4 装備

標準装備のほか、標準装備に次のものが含まれない場合は加えること。

安全対策装置	歩行者検知機能、車両安定制御システム、車線逸脱警報
出入り口扉	運転席から操作可能な自動ドア
後退時警報	バックするときには、シフト操作と連動してバックブザーが鳴ること（音量は 60～75db）

運転手サンバイザー	
冷暖房装置	
室内灯（LED）	
バックカメラ	カメラの映像を表示できるカラーモニターを備えること （ナビゲーションシステム一体型可）
ドライブレコーダー	前方後方2方向を撮影した映像及び音声、車速、警報音、日付、時刻が記録できること（常時録画／上書き型、電子式記録媒体への記録） 録画サイズは、FullHD(1920×1080)以上であること
デジタル時計	後部座席から視認できること
オーディオ一体型ナビゲーションシステム	AM・FMラジオが利用できること。
カーテン	サイド・リヤ
スタッドレスタイヤ及びホイール一式	
タイヤチェーン	合金製又は、ケーブルチェーン、金属製ケーブルチェーン
乗降中表示灯	乗降口連動、車両後方、横 100mm×縦 350mm 以上、緊急表示灯兼用
標準工具	
消火器	
三角停止表示板、点検ハンマー	
車輪止め	2個
スクールバスマーク	保安基準第18条第9項関係、細目告示第178条第17項関係 スクールバス表示 表示内容：道路運送車両の保安基準に定められた「スクールバス」表示（マグネット式） サイズ：原則として 500mm 位置：車両の前面、後面、右側面、左側面 ※ ただし、これによりがたい場合は道路運送車両の保安基準の定める範囲内での変更は可とする。  ※車両前面及びその他の面の見やすい場所に運行対象校並びに運行コース名も表示

文字入れ	大子町（町章・町名） 位置：車両の右側面、左側面 
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 その他

- 1) 車の鍵は複数本納入する。
- 2) 入札価格は、車体本体価格、装備及び付属品価格、販売所経費、検査・登録にかかる法定費用、自動車重量税、自動車損害賠償保険保険料、リサイクル料とし、消費税及び地方消費税額を含んだ価格とすること。入札価格については、車両価格及び法定費用等の明細書を添付すること。
- 3) 入札を行った車両、装備、付属品のカタログを添付すること。カタログについては、該当箇所に印をつけること。なお、見積り作成に関する、費用の負担は出来ません。
- 4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われるものについては、契約金額の範囲内で装備するものとする。
- 5) 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大子町条例第10号）第3条に該当するため、落札決定後、落札者と大子町は仮契約を締結し、直近の大子町議会で議決された後に本契約となるものとする。

5 問い合わせ先

茨城県久慈郡大子町北田気662番地
 大子町教育委員会事務局 学校教育担当 担当 矢田部
 電話 0295-79-0170